

議案第五号

杉並区立保健医療センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立保健医療センター条例の一部を改正する条例

杉並区立保健医療センター条例（平成十年杉並区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「精神障害者の授産及び」を「障害者の」に改める。

第三条を削る。

第四条の見出し中「精神障害者」を「障害者」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか」を「前条第二号の機能として」に、「精神障害者」を「障害者」に改め、同項を同条とし、同条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

第八条ただし書を削り、同条を第七条とする。

第九条を削り、第十条を第八条とし、第十一条から第十三条までを二条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

生活習慣改善の指導に係る事業及び精神障害者の授産の場としての機能を廃止する等の必要がある。

杉並区立保健医療センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(機能)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の機能を有する。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者の場としての機能</p> <p>三及び四 略</p>	<p>(機能)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の機能を有する。</p> <p>一 略</p> <p>二 精神障害者の授産及び地域生活支援の場としての機能</p> <p>三及び四 略</p> <p>(健康増進の支援)</p> <p>第三条 前条第一号の機能として、区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者及び区内の学校に在学する者で規則で定めるものを対象に、運動負荷検査等の医学的検査を行い、その結果に応じて生活習慣改善の指導を行う。</p> <p>(精神障害者の支援)</p>

資 料

### 第三条

前条第二号の機能として、障害者の  
地域生活支援として、障害者の社会復  
帰、自立及び社会参加の促進を図るため、  
障害者及びその関係者を対象に日常生  
活の支援、相談及び地域交流活動を行うと  
ともに、自主的活動の育成及びボランティ  
アの育成を行う。

(在宅医療等の支援)

### 第四条 略

(使用の手続等)

### 第五条 略

(使用の不承認)

### 第六条 略

(使用料)

第七条 センターの使用料は、無料とする。

第四条 第二条第二号の機能として、区内に  
住所を有する精神障害者で規則で定めるも  
のを対象に、自活することができるよう  
に、訓練、指導及び仕事の提供を行う。

2 前項に定めるもののほか、精神障害者の  
地域生活支援として、精神障害者の社会復  
帰、自立及び社会参加の促進を図るため、  
精神障害者及びその関係者を対象に日常生  
活の支援、相談及び地域交流活動を行うと  
ともに、自主的活動の育成及びボランティ  
アの育成を行う。

(在宅医療等の支援)

### 第五条 略

(使用の手続等)

### 第六条 略

(使用の不承認)

### 第七条 略

(使用料)

第八条 センターの使用料は、無料とする。

(使用制限)  
 第八条 略  
 (使用権の譲渡の禁止)

ただし、第三条に規定する運動負荷検査等の医学的検査を受けるために体力・運動負荷測定室等を使用する場合（以下「検査使用」という。）及び生活習慣改善の指導を受けるために運動室を使用する場合（以下「運動使用」という。）の使用料は、次のとおりとする。

区分	検査使用（一回につき）	運動使用（一回二時間につき）
区内に住所を有する者	四、〇〇〇円	二五〇円
その他の者	六、〇〇〇円	四〇〇円

(使用料の減免)  
 第九条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条ただし書に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。  
 (使用制限)  
 第十条 略  
 (使用権の譲渡の禁止)

第九條 略

(損害賠償の義務)

第十條 略

(委任)

第十一條 略

---

第十一條 略

(損害賠償の義務)

第十二條 略

(委任)

第十三條 略